

飯塚市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年8月6日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第33号

飯塚市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

飯塚市老人福祉法施行細則（平成18年飯塚市規則第101号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（費用の算定等） 第9条 老人保護措置に要する費用の算定及び支弁基準額の認定方法等は、次の各号の通知を参考とし、実情に応じて適正な水準となるよう算定するものとする。 （1）～（7） （略） <u>（8） 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について（令和6年11月22日老高発1122第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）</u> <u>（9） 老人保護措置費に係る支弁額等の改定について（令和7年1月23日老高発0123第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）</u> <u>（10） 令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について（令和7年3月14日事務連絡厚生労働省老健局高齢者支援課通知）</u> 2 （略） 別表（第9条関係）	（費用の算定等） 第9条 老人保護措置に要する費用の算定及び支弁基準額の認定方法等は、次の各号の通知を参考とし、実情に応じて適正な水準となるよう算定するものとする。 （1）～（7） （略） 2 （略） 別表（第9条関係）

(1) 一般事務費			
入所者数(人)	人件費(円)	管理費(円)	計(円)
51～60	<u>104,330</u>	<u>8,350</u>	<u>112,680</u>
61～70	<u>102,520</u>	<u>8,250</u>	<u>110,770</u>
71～80	<u>100,100</u>	<u>7,830</u>	<u>107,930</u>
81～90	<u>89,030</u>	<u>7,000</u>	<u>96,030</u>
91～100	<u>87,730</u>	<u>7,100</u>	<u>94,830</u>
(2) 一般生活費			
区分		金額(円)	
養護老人ホーム		<u>60,800</u>	
地区別冬季加算(11月から3月まで)		<u>2,370</u>	
(略)		(略)	
(3) 期末加算		<u>5,890</u>	
(4) (略)		(略)	
(5) 病弱者加算		<u>15,190</u>	
(6)～(7) (略)		(略)	

(1) 一般事務費			
入所者数(人)	人件費(円)	管理費(円)	計(円)
51～60	<u>94,830</u>	<u>7,650</u>	<u>102,480</u>
61～70	<u>93,120</u>	<u>7,550</u>	<u>100,670</u>
71～80	<u>91,000</u>	<u>7,130</u>	<u>98,130</u>
81～90	<u>80,930</u>	<u>6,400</u>	<u>87,330</u>
91～100	<u>79,730</u>	<u>6,500</u>	<u>86,230</u>
(2) 一般生活費			
区分		金額(円)	
養護老人ホーム		<u>57,124</u>	
地区別冬季加算(11月から3月まで)		<u>2,170</u>	
(略)		(略)	
(3) 期末加算		<u>5,390</u>	
(4) (略)		(略)	
(5) 病弱者加算		<u>13,790</u>	
(6)～(7) (略)		(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。